

広島県教育委員会教育長訓令第四号

地 方 機 関

学校以外の教育機関

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

地方機関の長等に対する事務委任規程（昭和三十四年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 所の用に供する行政財産の貸付けの契約（教育長が別に定めるものに限る。）に関すること。

第二条第二項の表広島県立みよし風土記の丘の項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。